

入札・契約制度等の改正について

平成21年4月
岩見沢市企画財政部契約管理課

平成21年度からの建設工事等に係る入札・契約制度等の改正についてお知らせします。

1 一般競争入札の拡充と事後審査方式の導入

- (1) これまで電気工事及び管工事を中心に実施していた一般競争入札について、今後は他の工事種別（関連業務を含む。）にも拡充します。

具体的な実施案件及び参加の方法は、公告のほか、このホームページでも随時お知らせします。毎週火曜日又は水曜日に新規の入札が公告され、ごく短期間（最短の場合で公告の2日後）での参加申請となりますので、逐次ホームページや業界紙等での確認をお願いいたします。

- (2) 一部の案件を除き、一般競争入札の参加資格審査を開札後に行うこととします（事後審査方式）。

入札参加資格条件の確認（審査）を、開札終了後、落札候補者（最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者とします。）に対してのみ行い、その後（原則として開札の翌日）に落札を決定します。

具体的な条件や方法等は、都度の公告の中で明示しますので、内容を確認のうえ、入札に参加していただくようお願いいたします。

2 入札談合等の不正行為に関する契約条項の改正

本市では、入札参加者による談合等の不正行為を防止するため、これらの行為があった場合における契約の解除及び損害賠償請求の条項を設け、建設工事の請負のほか、業務委託や物品購入等の契約に適用しています。

このことにつきまして、不正行為の抑止効果をさらに高めるため、入札談合等に対する損害賠償条項を強化することとしました。

- (1) 改正内容

契約に関して不正行為があった場合の賠償金の額を、「10分の1」から「10分の2」に引き上げます。

(2) 適用時期

平成21年4月1日以降に契約を締結するものから適用します。

なお、建設工事の契約約款につきましては、この他にも細かな改正を行っています。詳細は契約管理課ホームページ等で確認してください。

3 公表事項の拡充

本市では、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）」に基づき、入札・契約が適正に行われていることを市民に対して明らかにするため、これらに関する積極的な情報の公表に努めております。

この取り組みをより一層進めるため、公共工事に関する以下の事項を公表対象に追加します。（情報公開コーナー（市庁舎、各支所、有明交流プラザ^{*}内に設置）及び契約管理課ホームページでの公表となります。）

(1) 建設工事等競争入札参加資格審査について

工事種別ごとに、資格者名の一覧のほか、ランク及びその算定のための総合点とその内訳（客観点及び発注者評価点の別、工事評定点）を公表します。（4月中に公表開始を予定）

(2) 工事成績評定

検査室が実施した工事成績評定の結果につきまして、評点を工事別に公表します。（4月1日以降の指名・公告分から公表予定）

(3) 最低制限価格の事後公表

これまで非公表としていた工事等の最低制限価格について、4月1日以降の指名・公告分から、入札調書に記載する方法により公表します。

(4) 指名停止資格者の公表

岩見沢市入札参加者指名停止基準に基づき指名停止措置を行った建設工事等の入札参加資格者名及びその理由・期間を公表します。（4月中に公表開始を予定）

(5) 業務委託の発注予定

従来から毎年4月と10月に工事の発注予定を公表していますが、これに加えて、設計、測量及び地質調査の委託業務についても公表対象とします。なお、公表された内容はあくまで予定ですので、実際の発注時期等が変更され、または都合により発注されない場合がありますので、ご承知ください。